

見積競争参加説明書

- 1 件名 感染性廃棄物処分業務委託（単価契約）
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
- 4 選定方式 「公募型指名見積競争」公募における参加希望申請者の中から、指名参加要件を満たした者を指名し見積競争を行う。
なお、仕様書等は指名通知時に共に配布する。
- 5 参加希望申請要件
次の(1)から(3)までの事項の全部に該当する者が、参加希望申請をすることができる。
(1) 過去3年間で感染性廃棄物処分業務委託の受託実績を1件以上有すること。
(2) 以下の者は、この見積競争に参加することができない。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者
イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、法人が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
エ 入札に参加しようとする件の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社等」に当たる者）
オ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める暴力団関係者及び東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者。
- 6 見積競争の参加希望申請に関する事項
(1) この見積競争に参加を希望する者は、見積競争参加希望申請書（様式1。以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。
(2) 申請書の提出時にあわせて次の資料を提出すること。
ア 過去3年間で感染性廃棄物処分業務委託の受託実績を1件以上有することを証する書類（契約書の写し等）
イ 直近1年分の法人都道府県民税の納税証明書

(3) 申請書及び資料は、次のとおり受付を行う。

なお、申請書及び資料は角型2号封筒に封入し、封筒の表に件名と申請者名を明記すること。

ア 持参による場合

令和5年1月23日（月）～令和5年2月6日（月）までの午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

イ 郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）による場合

令和5年2月6日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

〒173-0015 東京都板橋区栄町35番2号

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

経営企画局 総務課 契約管財係 田村宛

(4) 説明書等関係書類の配布

ア 期間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月6日（木）午後5時まで

イ 配布方法

当センター法人ホームページへ掲載する（<http://www.tmghig.jp/index.html>）。

ウ 配布書類

（ア）見積競争参加説明書

（イ）見積競争参加希望申請書（様式1）

（ウ）参加希望申請に関する質問書（様式2）

（エ）委任状（様式3）

(5) 参加希望申請に関する質問の受付及び回答について

ア 受付期間

令和5年1月23日（月）～令和5年1月30日（月）午後3時まで

イ 受付方法

・参加希望申請に関する質問は「参加希望申請に関する質問書（様式2）」に内容を入力すること。

・ファイル形式はMicrosoft Excelとする。

・電子メールにファイルを添付し、期限必着にて下記10のメールアドレスまで送信すること。

なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

※注意；質問は、個別に電話では、一切受け付けないことに留意すること。

メールで受け付けた質問に対して内容確認のため、センター担当者より電話する場合がある。

ウ 回答日時

令和5年2月1日（水）までに回答する。

エ 回答方法

質問者が送信した際に用いたアドレス宛てに、電子メールにて回答を送信する。

(6) 指名通知

指名通知の時期：令和5年2月7日（火）午後5時までに行う。

見積競争参加の指名の通知は、指名する者にのみ見積競争参加通知書により通知する。

なお、希望申請書の提出があっても必ず指名されるとは限らない。

この場合、指名されなかった希望申請者への連絡は行わないことに留意すること。

(7) 仕様内容に関する質問の受付及び回答について

ア 受付期間

令和5年2月7日（火）～令和5年2月14日（火）午後3時まで

イ 受付方法

・参加希望申請に関する質問は「仕様内容等に関する質問書（様式2）」に内容を入力すること。

※「仕様内容等に関する質問書（様式2）」は指名通知と共に配布する。

・ファイル形式は Microsoft Excel とする。

・電子メールにファイルを添付し、期限必着にて下記10のメールアドレスまで送信すること。

なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

※注意；質問は、個別に電話では、一切受け付けないことに留意すること。

メールで受け付けた質問に対して内容確認のため、センター担当者より電話する場合がある。

ウ 回答日時

令和5年2月17日（金）までに回答する。

エ 回答方法

質問者が送信した際に用いたアドレス宛てに、電子メールにて回答を送信する。

7 見積提出期限及び提出場所

(1) 見積提出期限

令和5年3月10日（金）正午まで

(2) 見積提出場所

東京都健康長寿医療センター 2階事務室（総務課契約管財係）

(3) 郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）による場合の受領期限及び宛先

ア 受領期限

令和5年3月10日（金）午後5時 必着

イ 宛先

東京都板橋区栄町35番2号

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

経営企画局事務部総務課契約管財係 田邊 宛

8 その他

(1) 見積書の様式について

ア 代表者による見積書の場合

必ず住所・社名・代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。

イ 代理人による見積書の場合

必ず代理人の住所・社名・職氏名を記載し、代理人印を押印すること。なお、別添、「委任状（様式3）」を見積書と共に提出し、代表者からの委任権を表示すること。

- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 Summary

- (1) Contracting entity: Kenji Toba, CEO of Tokyo Metropolitan Geriatric Hospital
- (2) Participation request application requirements: Must have at least one consignment record of infectious waste disposal outsourcing in the past 3 years.
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Disposal of infectious waste discharged Tokyo Metropolitan Geriatric Hospital from April 1, 2023 to March 31, 2026. The details will be provided at the time of notification of nomination.
- (4) Delivery Place: Tokyo Metropolitan Geriatric Hospital, outsourced medical institutions and affiliated facilities designated by the medical institutions
- (5) Time limit for tender: March 10, 2023 Bids can also be made by mail.
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Tokyo Metropolitan Geriatric Hospital.
- (7) Contact point for the notice: Riki Tanabe General Affairs Division Tokyo Metropolitan Geriatric Hospital 35-2 Sakae-cho, itabashi-ku, Tokyo, 173-0015 Japan
- (8) Language and currency used; Japanese and Japanese currency(yen)

10 担当部署

経営企画局事務部総務課契約管財係 田邊

電話：03-3964-1141（内線1231）、FAX：03-3964-1982

電子メール：keiyaku@tmghig.jp

(様式1)

申請書提出日 令和 年 月 日

見積競争参加希望申請書

件名	感染性廃棄物処分業務委託（単価契約）
----	--------------------

希望申請申出者

所在地

商号（名称）

代表者名

印

（代理人名）

担当者名

連絡先（電話）

（FAX）

（email）

※ 東京都財務局に登録した受付票と同様に記載・押印してください。ただし、代理人の登録をしている場合は、代表者名及び代理人名を記載のうえ、受付票に押印した代理人印を押印してください。

1 希望申請書受付期間

令和5年1月23日（月）から令和5年2月6日（月）まで

※ 土・日・祝日を除く午前9時00分～午後5時00分

2 希望申請書送付・提出先

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 総務課契約管財係 田邊 宛

〒173-0015 東京都板橋区栄町35番2号

電話 03-3964-1141(代) 内線 1231

委任状

令和 年 月 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
まで地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター理事長との契約について、つぎの権限を
委任します。

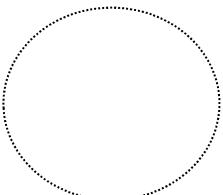
ただし、上記の期間内に契約を締結したものにかかる支払金又は保証金及び保証物の請求、
領収については、期間後もなお効力を有するものであります。

受任者 所在地
商号及び営業所(支店)の名称
役職名
氏名

委任事項

- 見積り及び入札について。
- 契約に関すること。
- 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
- 支払金の請求及び領収について。
- 支払期のきた利札の請求及び領収について。

受任者使用印鑑



(総則)

- 第1条** 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条** 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条** 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (一般的損害等)

- 第4条** この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

- 第5条** 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

- 第6条** 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

- 第7条** 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行し

たときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを甲に提示して検査を受けなければならない。
- 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならぬ。
- 5 乙は、第1項の検査に立ち会わなかつたときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

第9条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

第11条 乙の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
- 4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、更なる納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 甲は、乙が契約の履行を全て完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき、又は第17条若しくは第18条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払)

第15条 乙は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に甲に対して請求することができる。

2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 甲は、乙から第1項による請求を受けたときは、請求のあった月の翌々月の末日までに、代金を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の再履行がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第18条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が

確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第12条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除等に伴う措置)

第19条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給

材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。) するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第16条、第16条の2又は第16条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第17条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第20条 乙は、第16条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第21条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第22条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第24条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第1 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第2 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ当センターの書面による承認を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき当センターに承諾を求める場合は、再委託の内容、当該業務において取り扱う情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、第2第1項ただし書により当センターが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約終了後も同様とする。

2 第2第1項ただし書により、当センターが承認した再委託先の秘密保持については、受託者の責任において管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第2第1項ただし書により当センターが承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第5 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、当センターから引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）がある場合は、当センターの承認なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第6 受託者は、当センターから提供された原票等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第7 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期すため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 当センターから提供された原票等の使用保管管理
- (3) 契約目的物、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び磁気テープ、フロッピィ等の電磁的記録を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの

2 当センターは、前項の措置について確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(当センターの検査監督権)

第8 当センターは、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、当センターから前項に基づく検査実施要求又は作業の実施に係る指示があった場

合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するため当センターから引き渡された原票等を、委託業務完了後速やかに当センターに返還しなければならない。

2 前項の規定による返還時に、個人情報に係るものについては、第6第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10 受託者は、契約目的物の作成のために、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、契約目的物に対する当センターの検査終了後、すべて消去しなければならない。

2 前項の消去結果について、受託者は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した文書で当センターに報告しなければならない。

3 第2第1項ただし書により当センターが承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに当センターに報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第11 受託者は、契約目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により当センターに通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに当センターに報告し、当センターの指示に従わなければならない。

3 前項の事故等が、東京都個人情報の保護に関する条例第34条又は同35条に規定する明らかな違反行為であると認めた場合は、当センターは、当センターの所在地を管轄する警察署へ通報する。

(当センターの解除権)

第12 当センターは、受託者がこの特記事項に定める事項に違反した場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

(疑義についての協議)

第13 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財
經庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が事業協同組合等
であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措
置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要
しないものとする。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、
その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用
する。
- 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用す
るものとする。
- 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等につい
ては、甲が定めるものとする。

（再委託禁止等）

第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入
札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者
(以下「排除要請者」という。)に再委託してはならない。

- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託し
ていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこ
れを拒否したと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者
が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び
警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）
並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、「不当介入通報・報告書」を2通作成し、
1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、
書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うこと
ができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署
に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告す
るよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警
察署への通報を怠ったと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることがで
きる。